

和歌山市バックアップ媒体遠隔地保管業務委託仕様書

1 件名

和歌山市バックアップ媒体遠隔地保管業務委託

2 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 バックアップ媒体の保管場所

4 バックアップ媒体の受け渡し場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所デジタル推進課

5 委託業務内容

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は和歌山市（以下「甲」という。）において作成したバックアップ媒体（以下「保管物」という。）を集配し、保管するものとする。
- (2) 委託期間中、保管物は「項目7 保管条件」に記載された要件を満たす乙の保管施設にて保管することとし、甲が指示した日に指示した保管物を「項目4」の受け渡し場所まで輸送して甲に引き渡した後、甲から受け取った保管物を保管施設に持ち帰り保管することとする。回収サイクル及び保管媒体は「別紙1_バックアップ媒体遠隔地保管について」とおりとする。
- (3) 甲が必要に応じて緊急に集配の要請をする場合は、乙は誠実に対応するものとし、所要時間については協議のうえ決定するものとする。

6 資格条件

一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク付与認定を受けてい
る事業者又は当該業務を担当する部門もしくは同部門を含む部門が以下の認証を取得し
ている事業者であること。

- ・ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）
- ・ ISO9001（品質の認証）
- ・ ISO22301（事業継続の認証）

7 保管条件

広域災害が発生しても重要な保管物の安全が確保できるよう保管施設については次の
条件を具備していること。

(1) 立地条件

- ・ 保管施設は同時被災を避けるため、和歌山市役所より離れたところ（約50km以上）であり、かつ、13時間以内で輸送可能な距離であること。
- ・ 「国土交通省ハザードマップポータルサイト」にて集約されている地方公共団体ハザードマップの範囲において、土砂災害、津波及び洪水被害範囲外であること。
- ・ 高潮及び河川の氾濫による被害の可能性が無いこと。

(2) 施設条件

- ・耐震構造の堅牢な建物であり、震度6強の地震が発生した場合であっても保管施設の躯体が倒壊しない免震または耐震構造を有する建物であること。
- ・保管施設は火災対策としてフロアの内装材は不燃材料を使用しており、熱・煙検知装置が設置されていること。
- ・保管物の保管区画においては耐火区画であり、ガス系消火設備を有すること。
- ・ボイラー施設等の火気発生要因となる機械設備は、保管物の保管区画を有する棟と切り離されていること。
- ・保管物の保管区画は適切な温度（摂氏18～23度）及び湿度（40～60%）が常時保たれており、温度及び湿度の記録が保持されていること。
- ・室内塵の除去及び電磁界の発生防止を適切に行っていること。
- ・保管物の保管区画への入退室については、生体認証・IDカード等による許可者のみを許可する体制を365日24時間維持すること。
- ・保管施設及び保管物の保管区画への侵入を監視・防止するための監視カメラを設置して全ての入退室者の映像を記録すること。
- ・保管物の保管区画においては配水管のない区画であるかもしくは漏水検知システムが設置されていること。
- ・自家発電装置を設置し、常用電源の供給がない状況においても24時間以上当該委託業務の実施が可能であること。

8 集配条件

重要電子記録媒体を安全確実に集配できるよう、次の条件を具備すること。

- (1) 保管物の媒体は収納専用ケースを用いて集配及び保管すること。
- (2) 収納専用ケースは外部からの衝撃及び磁気等から、内部に収納している媒体を十分に保護するものであること。また、施錠可能であること。
- (3) 集配車両の収納専用ケース積載部分（荷室）は破壊、衝撃に対する強度を備えていること。
- (4) 集配車両は荷室の完全な施錠等、防犯装備が完備されていること。
- (5) 保管物を集配する際は、汚損、破損、紛失等のないようにすること。なお、保管物の汚損、破損、紛失等が発生した場合は、甲に速やかに報告するとともに、甲の指示に従うこと。
- (6) 乙は集配要員に対して、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）等の遵守、収納専用ケースの扱い、荷室の施錠、交通安全等、本業務を完全に遂行するために必要な研修を行い、履行状況を確認すること。
- (7) 集配は、記録媒体の特性及び重要性について専門的な教育を受けた者が行うこと。
- (8) 緊急集配時に、甲の指定する場所及び期日までに配達が可能であること。

9 運用管理条件

- (1) 防犯及び防災対策として、施設及び保管物の保管区画の状況を常時監視し、公的

機関等に対して緊急連絡を行う体制が整備されていること。

- (2) 監視カメラの映像は1か月以上保存すること。
- (3) 保管物である媒体の取扱いは、媒体の特性及び重要性について専門的な教育を受けた乙社員が行い、原則として第三者に委託しないこと。
ただし、当該業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 保管施設への入退室者について、乙が許可した者のみ入退室を許可する体制を365日24時間維持すること。
- (5) 保管物の保管施設が一般財団法人日本情報経済社会推進協会から認定された機関によりISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証の審査を受け、適合登録されていること。
- (6) 特定個人情報に関して、番号法、個人情報保護委員会が定めるガイドラインその他の関係法令等を遵守し、管理区域および取扱区域の設定その他適切な安全管理措置を講ずること。

1.0 損害賠償

本委託業務を行うに当たり、乙の責めにおいて甲及び第三者に損害を与えた場合、その損害の補償・賠償を行うこと。

1.1 個人情報取扱特記事項の遵守

本委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

1.2 和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守

- (1) 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守すること。
- (2) 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして、別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

1.3 特定個人情報の取扱

乙は、特定個人情報に関して、番号法、個人情報保護委員会が定めるガイドラインその他の関係法令等（以下「番号法関連法令」という。）を遵守し、管理区域および取扱区域の設定その他適切な安全管理措置を講ずること。

1.4 その他

- (1) 甲から報告要求があった事項に関しては書類を作成して提出すること。また、届け出た内容に変更が生じた場合には直ちに変更内容を届け出て、甲の承認を得ること。
- (2) 大規模災害等により和歌山市役所が被災した際及び障害によりデータを破損した際等における緊急的な保管物の集配業務に関して甲から連絡を受ける受付窓口を設置し、委託業務開始前までに、電話番号等を記載した連絡体制表を提出すること。

（3） 必要に応じて保管施設及び保管区画における保管状況の視察を行えること。

1.5 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項はメールで担当課長あて提出すること。メールアドレス：digital@city.wakayama.lg.jp（デジタル推進課長宛）

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者にメールにて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。質問時のメールに回答先の担当者及びメールアドレスを明記すること。

バックアップ媒体遠隔地保管について

1 運用の概要

バックアップ運用は2種類あり、週次バックアップは毎週、四半期バックアップは四半期毎に集配し、遠隔地保管する。

集配とは、遠隔地保管事業者からのデジタル推進課へ保管物の届けと、デジタル推進課からの保管物の引き渡しを指し、本庁6階で実施する。

週次バックアップは原則火曜に集配、四半期バックアップは四半期毎の原則第一火曜（週次バックアップと同時）に集配を行う。火曜日が休日の場合は翌営業日に集配する。

週次バックアップは2ケースを使用、四半期バックアップは2ケースを1セットとした2セットを使用する。週次バックアップ、四半期バックアップともに最新2世代を遠隔地保管する。

ケースはデータカートリッジ(LTO)が20本入るものを使用すること。

年間の集配回数については49回とすること。

本仕様書における「世代」とは、バックアップデータを取得した順に区分するための管理上の区分を指す。直近で取得したバックアップを「最新世代」、その一つ前に取得したバックアップを「最新-1世代」という。

2 週次バックアップの集配

2ケースとともに遠隔地保管し、当市にはケースを置かない。集配日には、最新-1世代媒体を入れた1ケースを持参し、媒体のみを本庁6階に返却する。その場で新しい媒体をケースへ収納し、遠隔地保管施設へ配送し保管する。

※初回配送時は2世代分の媒体を遠隔地に配送し保管する。

※5月は、2026年5月12日（火）を初回とする。

※9月は、2026年9月16日（水）から2026年9月28日（月）の期間は集配不要とする。

※年末は2026年12月22日（火）までとし、年始は2027年1月5日（火）からとする。

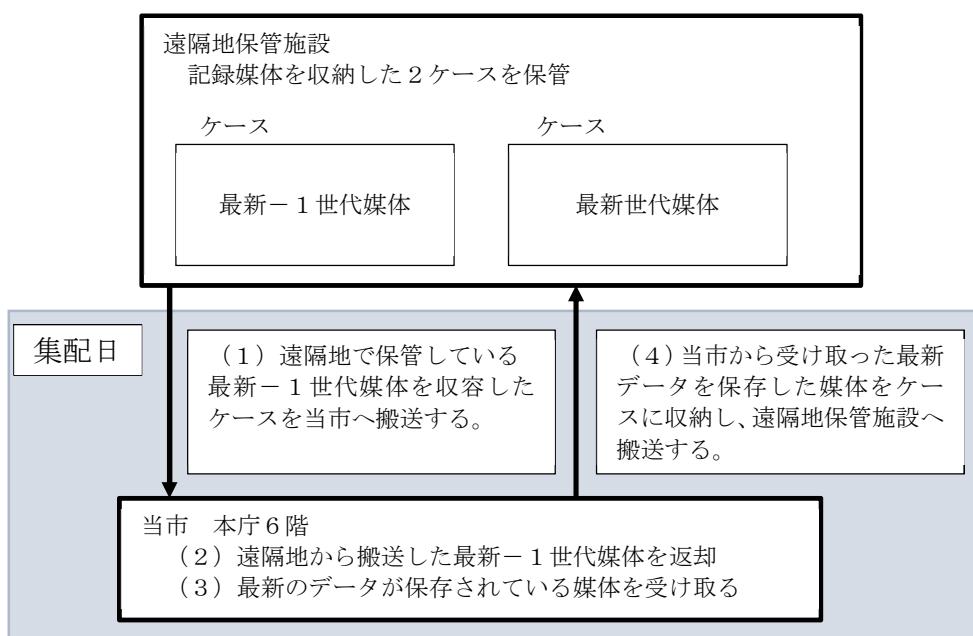


図 1. 週次バックアップ運用の流れ

3 四半期バックアップの集配

2セットのケース群とともに遠隔地保管し、当市にはケースを置かない。3ヵ月毎に最新ー1世代の媒体を入れたケース群1セットを持参し、媒体のみを本庁6階に返却する。その場で新しい媒体をケースへ収納し、遠隔地保管施設へ配送し保管する。

※初回配達時は2世代分の媒体を遠隔地に配達し保管する。

四半期バックアップの集配は以下の日付で行う。

第1四半期：2026年 4月7日（火）

第2四半期：2026年 7月7日（火）

第3四半期：2026年10月6日（火）

第4四半期：2027年 1月5日（火）

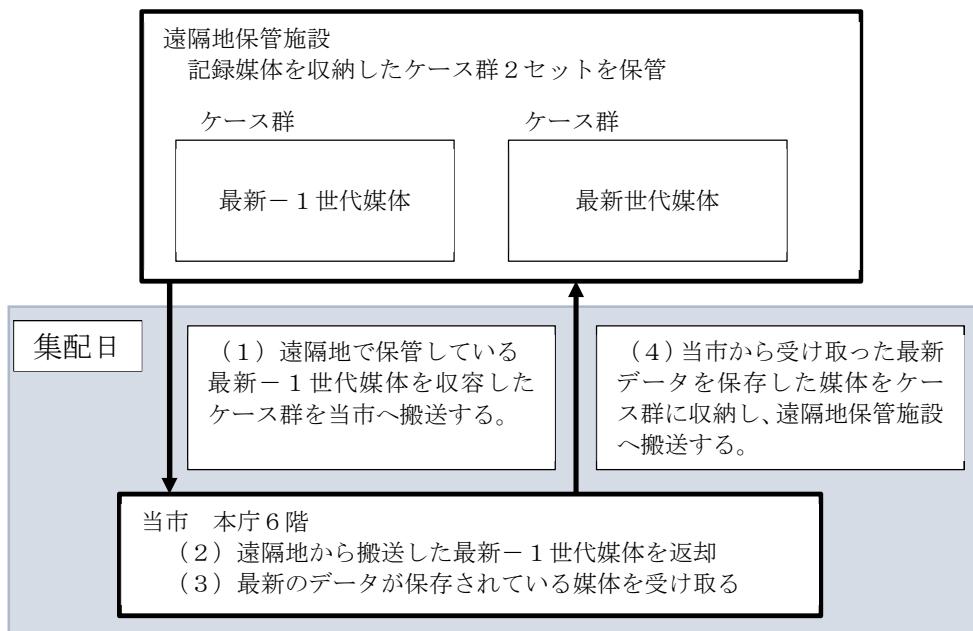


図2. 四半期バックアップの運用の流れ

4 保管設備等について

- (1) 記録媒体の種類に応じた収納専用ケースを使用することとし、そのケースは、受託者側が用意するものとする。
- (2) 収納専用ケースは識別ができるよう、ナンバリングの記載又はラベル貼付を行うこと。
- (3) バックアップ媒体の保管は、収納専用ケースごと保管庫に収容すること。

情報記録物の保管集配に関する業務の契約単価表

1. 保管料（1カ月）

暦日により毎月1日から末日までを1期（1カ月）とし、前月よりの繰り越し保管物および当期新入庫の保管物について、下記の保管料を1期分として申し受けます。

1 ロッカー	○円 × ○個 =	○円
--------	-----------	----

2. 週次バックアップ：集配・作業料（1回）

届個数料	○円 × ○個 =	○円
届基本料		○円
取引個数料	○円 × ○個 =	○円
取引基本料		○円
入庫料	○円 × ○個 =	○円
出庫料	○円 × ○個 =	○円
	合計	○円

3. 四半期バックアップ：集配・作業料（1回）

届個数料	○円 × ○個 =	○円
取引個数料	○円 × ○個 =	○円
入庫料	○円 × ○個 =	○円
出庫料	○円 × ○個 =	○円
	合計	○円

* 上記金額には、消費税及び地方消費税分を除くものとする。

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、バックアップ媒体（以下「保管物」という。）の遠隔地保管に関する業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は保管物の保管及び集配に関する業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この委託業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 甲が乙に毎月支払う委託金は、別紙2と集配の実績から算出した金額とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、当該業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、当該業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この条において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

3 乙は、甲の寄託した保管物に関し、乙の故意又は過失により、乙の保管中及び集配途上に生じた損害についての責めに任ずるものとする。

(履行遅滞に係る損害金等)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金の額は、第4条に規定する委託金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額とする。

(乙の履行不能)

第11条 乙は、その責めに帰すべき理由により業務委託を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(実績報告及び検査)

第12条 乙は、毎月末日をもって当月分の保管及び集配の実績報告を行い、甲の検査を受けなければならない。また、甲は、本契約の履行について必要があるときは、乙に対し報告を求め、調査を行い、適切な措置を求めることができる。

(委託金の支払)

第13条 委託金の支払いは月払いとし、乙は前条の検査に合格したときは、当該月分の委託金を甲に対して、請求するものとする。ただし、消費税及び地方消費税の算定について、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(目的外使用等の禁止)

第14条 乙は、甲より寄託された保管物を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第15条 乙は、甲より寄託された保管物を複写及び複製してはならない。

(特定個人情報に関する安全管理措置および乙の義務)

第16条 乙は、特定個人情報に関して、番号法、個人情報保護委員会が定めるガイドラインその他の関係法令等（以下「番号法関連法令」という。）を遵守し、管理区域および取扱区域の設定その他適切な安全管理措置を講ずるものとする。当該安全管理措置の細目については、甲乙協議の上、別途文書により定めるものとする。

2 乙は、次の各号に定める義務を負う。

- (1) 特定個人情報の第三者への開示の禁止
- (2) 管理区域又は取扱区域外への特定個人情報の持出しの禁止
- (3) 特定個人情報を取扱う責任者および担当者の明確化
- (4) 特定個人情報を取扱う従業員に対する監督および教育

(5) 委託業務の遂行および番号法関連法令に定められた目的以外での特定個人情報の利用の禁止

(個人情報の返却又は抹消)

第17条 乙は、個人情報を対象に含む委託業務が終了したときは、甲の指示に従い、当該個人情報の一切を返却又は抹消し、そのことを甲に報告するものとする。

2 前項の規定に基づく返却又は抹消に要する一切の費用は、乙の負担とする。

3 前2項に基づく返却に伴う配達については、別紙で定める年間の集配回数には含めないものとする。

(資料等の返還)

第18条 乙は、この契約に係る業務を行うために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項の規定に基づく返還又は引き渡しに要する一切の費用は、乙の負担とする。

(監査)

第19条 甲は、委託業務の履行状況を監査するため、予め乙の5営業日前までに書面で通知することによって、甲が指名する者（以下「監査人」という。）をして、委託業務の履行場所を監査することができるものとする。ただし、甲は立入施設における乙の諸規則・指示等に従わなければならない。

2 甲は、乙が多数の顧客の重要な情報を保管することを業としていることに鑑み、監査人が前項の立入監査を行う際には、乙の付す立会人によって監査人単独での行動が制約されることとする。

3 第1項の監査の結果、甲から指摘があったときは、乙は合理的と認められる範囲内において、速やかにこれを改善しなければならない。

(事故発生時の措置等)

第20条 乙は、万が一個人情報を含む保管物の紛失、破壊、改ざん、漏洩等（以下「漏洩等」という。）の事故が発生した場合には、甲に通知するとともに、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、漏洩等の事故の再発を防ぐため、その防止策を検討し、甲乙協議の上、決定した防止策を講ずるものとする。

3 漏洩等の事故が発生した結果、第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合には、甲乙協議の上、対処するものとする。

4 本条の対応に要した費用については、甲乙それぞれの責任に応じて負担する。

(契約の解除)

第21条 甲乙いずれか一方が契約の解除を希望する場合には、契約期間中であっても相手方に対し3か月の予告期間をもって、文書で通告することにより、契約を解除することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合はただちに契約を解除することができる。

(1) 甲乙双方が、同時に契約の解除を希望した場合。

(2) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 正当な理由がないのに業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(4) 乙が甲に、故意又は過失により重大な損害を与えた場合。

(5) 第26条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるととき。

(6) 第27条第1項に規定する和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守していないと認められるとき。

(7) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、社会通念上乙の責めに帰さない事由においてはその限りではない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

（暴力団等排除に係る解除）

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は

その損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項及び第21条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第24条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないとときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第25条 乙は、委託業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないように指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第26条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(ポリシーの遵守)

第27条 乙は、委託業務の履行に当たり、ポリシーを遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第28条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（合意管轄）

第29条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（補則）

第30条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだったときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。